

## 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書 新旧対照表 (平成23年7月改正)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(高齢者等の雇用に係る給付金の支給業務)</p> <p>第4条 機構は、機構法第11条第1項第1号の業務として、高齢者等(高齢法第49条第1項に規定する「高齢者等」をいう。以下同じ。)の雇用機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して、<u>雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)</u>第104条第1項に規定する定年引上げ等奨励金(以下「給付金」という。)の支給業務を行うものとする。</p> <p>2 給付金の支給については、雇保則に規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。 (給付金の返還)</p> <p>第5条 機構は、給付金について、偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた者がある場合には、支給した給付金の額に相当する額の全額又は一部を返還させるものとする。</p> <p>第6条から第33条まで (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この業務方法書の変更は、平成23年 月 日から施行し、平成23年7月1日から適用する。 (高齢者等共同就業機会創出助成金の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第2条 平成23年7月1日前に雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第48号)第3条の規定による改正前の雇保則第110条の2第2項第1号の法人の設立の登記をした事業主に対する高齢者等共同就業機会創出助成金の支給については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(高齢者等の雇用に係る給付金の支給業務)</p> <p>第4条 機構は、機構法第11条第1項第1号の業務として、高齢者等(高齢法第49条第1項に規定する「高齢者等」をいう。以下同じ。)の雇用機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して、<u>次の各号に掲げる給付金の支給業務を行うものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)</u>第104条第1項に規定する定年引上げ等奨励金</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>雇保則第110条の2第1項に規定する高齢者等共同就業機会創出助成金</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる給付金の支給については、雇保則に規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。</u> (給付金の返還)</p> <p>第5条 機構は、<u>前条第1項各号に掲げる給付金について、偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた者がある場合には、支給した給付金の額に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。</u></p> <p>第6条から第33条まで (略)</p>